

新型コロナウイルス感染症関連について

1 新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について

(1) 5月8日(月)以降

○原則としてコロナ禍以前の対応に戻す。

具体例

- ・施設使用、市主催事業、イベントは平常時対応
- ・トイレのハンドドライヤーの使用再開
- ・庁舎等の入り口における検温を終了
- ・窓口の消毒、啓発貼紙などの終了
- ・執務室、休憩室におけるパーテーションの撤去

○5月31日(水)まで継続する対策

- ・窓口等における職員のマスクの着用やパーテーションの設置、公立保育所など子どもと直接的な接触がある場所における職員のマスク着用
- ・公共施設出入口への手指消毒液の設置